

第15回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：平成26年10月24日（金） 10:00~16:40

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館6階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、磯部哲構成員、伊藤正次構成員、勢一智子構成員、山本隆司構成員

〔政府〕 満田誉内閣府地方分権改革推進室次長、三宅俊光内閣府地方分権改革推進室次長、谷史郎内閣府地方分権改革推進室参事官、羽生雄一郎内閣府地方分権改革推進室参事官、高角健志内閣府地方分権改革推進室参事官、米澤俊介内閣府地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題

平成26年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省から回答等について説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番23：電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電の認定権限等の都道府県への移譲（経済産業省資源エネルギー庁）>

（高橋部会長）新エネルギー小委員会の場で、既に議論を開始して下さっているということだが、情報の提供等については都道府県に守秘義務があること、さらに行政間の情報共有であることから、個人情報保護等の話とは異なるのではないか。個人情報保護の話は当然あるが、情報提供について先行して検討してもらうことはどうか。

（経済産業省資源エネルギー庁）もちろんあり得る。

（高橋部会長）なるほど。我々も全体のスケジュールを見ながら作業を進めている。全部同時は難しいと思うが、順次、早目早目にできるところから措置してもらい、一括法に間に合うものは乗せてもらいたいと思っている。そうしてもらえると有り難い。

（経済産業省資源エネルギー庁）できるところから着手することは我々も考えている。

（高橋部会長）有り難い。

それと、権限移譲に関して、地域性ということで市町村かどうかという話があるということだったが、電力会社を相手にするので市町村では難しいのではないか。電力会社に対する勧告もあり、県位の規模が要るのではないか。そうした意味では県のレベルにまず移譲することはあり得るのではないかと思う。地域性もあるので、地方公共団体の事務としてなじむ部分があると思うため、前向きに検討してもらいたい。いかがか。

（経済産業省資源エネルギー庁）発電設備等に関する紛争が様々な地域で起きているが、それに対して情報もなく苦慮していると聞いているので、何らかの措置を用意したいと考えている。以前は、条例で対応すればいいと思っていたが、それだけ言ってもしょうがないので、前向きに考えたい。

ただ、責任と権限がセットになった形で、権限行使とそれに対する責任を負ってもらうことは必要ではないかと思う。今の法体系にはないので、実体規定としてどんな地域性のあるトラブル等を解決してもらうのかを認定要件に入れる改正もして、そういった行為を県の目でも見てもらうことは、十分あり得る。

（高橋部会長）審議会の議論の仕方は色々あると思うが、この問題は比較的クリアな話で、確かに法制的な問題も色々あると思うが、必ずしもそれほど長い時間をかけて議論すべき問題でもないと思う。そういう意味では、今年度中に権限移譲を含めた全体の結論を得る可能性はあるか。

（経済産業省資源エネルギー庁）取りまとめの時期は我々もできる限り急ぎたいが、エネルギーのベストミックス等、様々なことに左右される。この話だけ優先的に切り出して議論する事になじむのかとも思う。年度内は厳しいが、努力はする。

（高橋部会長）新エネルギー小委員会の場で知事から意見を頂いた際、権限移譲への言及はなかったという話だが、神奈川県は移譲を希望している。神奈川県は県の中でも行財政能力はかなり高いので、そうした能力あるところに手挙げ方式で移譲することはあり得るのか。

(経済産業省資源エネルギー庁) 実験的にやる気のある県だけ移譲することが適切か判断しかねる。電力会社からしてみれば、国からも県からも指導されることになり、非常に迷惑な話なのではないか。

また、関東甲信越の県の中でも、明確に認定権限なんて要らないと言っている県もある。そうすると永久に試行的にしかやれないということになってしまう。

(高橋部会長) 手挙げ方式は試行的に行うものではなく、行財政能力があるところに権限を移譲するという話である。要するに、申請主義みたいなもので、やる気も行財政能力もあるところに手を挙げてもらう方式であり、実験という話でこの方式を考えたわけではない。

(経済産業省資源エネルギー庁) 勉強不足で申し訳ないが、それは一般的な制度なのか。要するに、やる気や能力がある自治体は私やりますと言って、そこだけに移譲するということだと思うが、どうか。

(高橋部会長) 昔は政令市みたいな制度があって、色々な権限についてそこにだけ移譲するという方法があった。そういう意味では、行財政能力について国としてもしっかり信頼できると判断した上で移譲する。

(経済産業省資源エネルギー庁) それを担保する外形標準か何かを作ることになるのか。

(高橋部会長) そうなると思う。行財政能力をしっかりと見た上で移譲してもらうことになるのではないかと。それは社会実験ではなく、まさにそこに移譲するという話だと思う。そういう形でぜひ検討してもらいたい。確かに、かなりの都道府県が嫌だと言っている権限について、一律に移譲してほしいという話にはならない。

(米澤参事官) 道路運送法に実例がある。

(高橋部会長) 現行法か。

(米澤参事官) 現行法で自家用有償旅客運送の登録や監督の事務を希望する市町村や希望する都道府県に移譲する仕組みがあるので、参考にしてもらいたい。

(高橋部会長) 新エネルギー小委員会は、今どのぐらいの頻度で開催しているのか。

(経済産業省資源エネルギー庁) 月に1、2回開催している。だから、年内だと後3回位になる。

(高橋部会長) 情報提供についてはどうか。

(経済産業省) それは年内にやろうと思う。

(高橋部会長) 間に合わせていただければ有り難い。それでは、間に合うところは年内にやってもらい、それ以外についても、今の話の中で必ずしも法律上、根幹的なネックがあるという話ではないという共通認識はできたと思う。スケジュール感については、色々あると思うが、できるかぎり急いでもらいたい。

(経済産業省資源エネルギー庁) 今の話は、認定基準は今のままで、希望するところにだけ移譲すればいいということか。もう少し地域の実情との関係でどうするという話にならないといけないと思う。

例えば、神奈川県では事業者の責務が非常に重い、それ以外の都道府県では国が地域の実情を要件にできず、地域によって差があることになるが、それでよいのか。単に同じことを機械的に行うだけであれば差し支えないが、県によって要件がまだら模様になっても構わないのか。

(高橋部会長) 今の話は要するに認定権限だけではなくて。

(経済産業省資源エネルギー庁) 責任も負ってもらいたいということである。要するに、地域の活性化や調和のある発展ということで何らかのチェック権限を行使すれば、その分だけ要件がかき上げされることになる。それは構わないということか。

(高橋部会長) 今は認定権限の規定には、地域の紛争という要件は入っていないと思うが、間違いはないか。

(経済産業省資源エネルギー庁) 間違いはない。

(高橋部会長) 要するに条例でできるという見解か。

(経済産業省資源エネルギー庁) それが元々の見解である。言われているのは、機械的な事務だから、やりたいという人にやらせたらどうかという理解でよいのか。

(高橋部会長) そのとおり。それが元々県の要望だと思う。神奈川県が一体的に事務を行いたいのであれば、県で条例を作って行ってもらおう。

(経済産業省資源エネルギー庁) ただ、今の法制度では認定が不適切だから止めるということができないが、それでも構わないのか。

(高橋部会長) それは条例で対応する。

(経済産業省資源エネルギー庁) それでは、何のために県が行うのかが分からない。機械的に事業者に体制があるかを把握したいということではなく、地域で問題を解決するための権限が欲しいということだと思う。それは実体規定が伴っていないと厳しいと思うので、各県共通にやらないと難しいのではないかと。A県では厳しい

規制があるが、B県ではそれが無いということが大丈夫なのかと考えている。なので、単純な移譲がよく分からない。

(高橋部会長) まず、権限を行使したいということである。

(経済産業省資源エネルギー庁) 単純に割り切って考えてよいということか。

(高橋部会長) 認定権限に加えて紛争解決のために一体的に権限行使したいのであれば、条例を作ってもらおうということだと思う。他の県で条例を作って対応している県もある。

(経済産業省資源エネルギー庁) 実体規定を条例で定めることも差し支えないということか。

(高橋部会長) むしろ、本来はそうしてもらいたいと思う。

(経済産業省資源エネルギー庁) そのとおりだと思う。私が質問するのも変かもしれないが、条例の実効性を担保するために国の法令を使うことは差し支えないのか。

(高橋部会長) 権限を不当に連結させることは適当ではないと思うが、関連事務なので、その情報等を活用して県が事務を行うことは、権限を不当に集めて一方的により強力な権限を行使することにはならないと思う。そうした認識が共有できればと思う。

前向きな方向で進めてもらえるということなので、引き続き情報提供等、作業をよろしく願いたい。

<通番 53：旅館業等の許可等に係る暴力団排除のための不許可事由の見直し（厚生労働省、経済産業省資源エネルギー庁、経済産業省）>

(厚生労働省) 旅館業法に暴力団排除条項を追加することについては、前回のヒアリングの際に幾つか検討するというので引き取った経緯があり、その検討状況、結果について説明する。具体的には、旅館業法に暴力団の排除条項を設けることは憲法上の職業選択の自由の制約になることから、規制を行うべき立法事実に基づき規制の必要性・合理性を説明できることが必要であり、そのような実態があるか再度調査したいと申し上げた。

1つは、地方分権改革推進室の事務局に尽力いただき、警察庁を通じて各都道府県の警察本部等に対し、暴力団が旅館業に関わったことにより不適切な事案が発生している事例があるか調べていただいた。もう1つは、当省から各都道府県、保健所設置市及び特別区の旅館業法所管部局に対し、暴力団の関与により不適切なことが起きていないか調査を行った。

その結果、まず、当省が各都道府県の旅館業法の所管部局等に対して行った調査では、そういう事例があるという報告はなかった。また、警察庁を経由して調査していただいた中に1件そういう情報があった。その事案は佐賀県・九州地方知事会から説明があった事例だと思うが、佐賀県唐津市の旅館について暴力団の幹部が社長を務める会社が運営をしていたという1例のみであり、そういう新聞記事があるという情報提供を受けたところ。ただ、その旅館については、暴力団幹部が社長として運営したという事実はあるようだが、そのこと以上に旅館業法の健全な運営を確保する上で支障が生じる事案、事故が発生したということまでは確認されていない。

そういう状況であり、我々としても当然、暴力団の反社会性については十分認識しており、現在、九州で特定の大きな暴力団の撲滅に向けて大がかりに取り組んでおられることも承知しているが、それを旅館業法の要件として暴排条項を追加することにより行えるかについては、先ほど申し上げたとおり、営業の自由を規制する必要性・合理性を説明できる立法事実があるかどうかにかかってくる。

既に述べた調査の結果から、我々としては、全国的に見て規制の必要性・合理性を説明できるだけの立法事実があるとは言い難いと思っている。また、このような状況で、多数ある事業規制法の中で旅館業法だけについて暴力団排除条項を追加することを合理的に説明するのも難しい。

あと1点、前回のヒアリングの際に、佐賀県の現在の条例について厚生労働省の考え方を整理するようという指摘を頂いた。これは、佐賀県が今年3月に「旅館業に関する条例」という形で既存の施行条例を改正し、その中で一定の暴力団の関与がある場合に旅館業の許可を与えないことができると定めたもの。

これについては、確かに全国的に見た場合には、我々も旅館業法について規制するのは難しいと思っているが、旅館業法の許認可等の業務は基本的に地方自治法上の自治事務という整理になっており、一連の地方分権改革の中で法令の解釈等も地方の実情に応じて行うという方針が決まっている。最終的には佐賀県の責任において、地域の状況から県として規制の必要があると判断して条例を定めたものである以上、我々としては、佐賀県の判断に対して何かを申し上げるべきではなく、その判断を尊重すべきであると思っている。

(勢一構成員) 立法事実として弱いので、今の段階では対応できないという趣旨だと思うが、最後の部分で説明

いただいた佐賀県条例の解釈について、その解釈を敷衍すると、地域に特殊な事情があって対応が必要である場合には、佐賀県条例と同様の対応が他の自治体でも可能であると理解してよいか。

(厚生労働省) 地域の実情に応じて本当に条例で規制する必要性があるかということは、当然、条例の実施主体が責任を持って説明しなければいけないと思っているが、そういう判断で、議会を通じて成立したということであれば、我々としてはその判断を尊重すべきだと思っており、それに対して旅館業法に違反するなど言うつもりはない。

(勢一構成員) そういう意味では、法制度上は対応不可ということになるが、地方自治体の実態の改善という意味では、現行のままでも地方自治の範囲内で対応できるという理解でよいか。

(厚生労働省) 結論としてはそういうことで構わない。

(高橋部会長) 例えば他の都道府県から質問が来た場合に、その見解を回答という形で出すということはあるか。

(厚生労働省) 地域の実情を踏まえて、そういう立法事実があって条例を作ったのであれば、その判断を尊重するという回答を示すことはできると思うが、一応検討させてほしい。そういう指示があったことは承った。

(高橋部会長) では、そのような形で、引き続き立法事実があるかどうか定期的に監視していただき、今の話についても検討いただきたい。

(厚生労働省) 承知した。

(伊藤構成員) 立法事実把握のための調査は過去何年間、あるいはどれぐらいのタイムスパンで行ったのか。

(経済産業省資源エネルギー庁) 期間は決めていないが、一番古い例として挙げてきたのが平成5年の例であり、相当遡って調べてもらっていると認識している。ただ、立法事実は余り強くなくて、過去に遡ると暴力団に関係したかもしれない事業者が他法で取消しを受けたが、この事業者が採石業の登録もしていたのではないかという例が全部で4件出てきた。関係が非常に薄い話もあり、暴力団と一緒に食事をしたことがあるというレベルまで調査してもらっている。これで十分かという自信はないが、今あるものを全て、また将来的なことも含めて可能性があるのも、他法で相当、登録禁止等の事例が出ていることも含めて立法事実として積み上げて、法制当局に申し上げている。

(経済産業省) 砂利採取法に係る調査依頼も一緒に行っているのだから、調査の射程も同様だと考えてもらいたい。説明で事例が1件あると言ったが、これは佐賀県で平成17年から19年にかけてあった事例である。

(高橋部会長) 内閣法制局との関係では、立法事実をかなり丁寧に詰めていく必要があると思うが、もう一度確認するが、採石法で明確に立法事実ができるものは何件あったのか。

(経済産業省資源エネルギー庁) 採石法の場合は先般の佐賀県のケース1件が直接関係する。この案件は、採取計画を登録後出さなければいけないが、この計画の認可を受けずに岩石の採取を行ったものである。計画の許可を受けなかったため、登録の取消要件に該当して、取消しをすることができる。ただ、佐賀県としては、他の事案との関係もあり、1回事例が見つかっただけでは取り消さなかった。佐賀県としては、法律上暴力団排除規定を書き込むように改正されれば躊躇せずに取り消したし、そもそも登録を受け付けられないことができるので、そうしてもらいたいという話を直接伺った。

(高橋部会長) 先ほどの4件はどういったものか。

(経済産業省資源エネルギー庁) これは採石事業者が他法の関係で問題になったケースであり、所管法令で登録制度を採用し、各県に登録している事業者の中で、他法も含めて違反を調査したところ、全部で4件が出た。先ほどの佐賀県のケースも入れると5件になる。ただ、採石法上の違反があったわけではない。他法令違反まで含めて、影響などをチェックして、それを立法事実に使えないかと調査している。

(高橋部会長) この4件の中には交際があっただけみたいな業者もいるのか。

(経済産業省資源エネルギー庁) 関係にも程度が色々あると思うが、詳細までは把握できていない。

今まで伺っている中では、関係があるといっても、交際があったと思われる等の表現も出てきており、温度差がある。他法令違反で取消しをされる事業者が非常に多いので、そこも含めて相当広い範囲でチェックしている。

(高橋部会長) 採石法の状況は分かったが、警察庁からの提供資料では、砂利採取法では色々な意味で関連して違反している業者の例が多くあるように思う。いかがか。

(経済産業省) 今回の調査で出てきたのが、先ほどの佐賀県の1件だった。警察が提供した事例を十分確認していないので、今後さらに調査や確認作業をしていきたい。

(高橋部会長) 新聞の事例が結構あり、そこから確認できるものもあると思う。直接許可を受けた人ではないが、無許可や他法令違反など、砂利採取に関連した事例が結構あると感じた。そういう意味では、確かに採石法と砂利採取法を切り分けると立法事実は少なくなるだろうと思うが、私の感覚では、2法は関連性が高いように思う。採石と砂利採取を同じ業者が行うケースはないのか。

(経済産業省) 採石は石を採る段階だが、その後、骨材にするために砕いて販売する。採石から骨材まで一緒に作っている業者は結構いると思うが、砂利採取は砂利を採る業者なので、採石業と砂利採取を両方行う業者は多いとは感じていない。

(高橋部会長) 関連法令ではあって、その立法事実を援用できないという話ではないと思う。

(経済産業省資源エネルギー庁) 釈迦に説法だが、法律上、登録業務自体が分かれているので、採石と砂利採取が全く無関係だというつもりはないが、厳しいのではないかと思います。

(高橋部会長) ただ、間接的な援用事実にはなるのではないかと。同種の事業でこうした事例があるので、潜在的な可能性があるという話はあるのではないかと。

(経済産業省資源エネルギー庁) 我々も色々な言い方をしているが、審査は法制局が行うので、先生方のコメントは伝えさせていただく。

(高橋部会長) 内閣法制局との関連で立法事実が積み上げられるかどうかという話だと思うが、これ以上立法事実を集める予定はあるか。

(経済産業省資源エネルギー庁) 立法事実は現状のもので全てである。立法事実とは直接関係ないが、他法令の改正状況や改正時の立法事実の状況等を他省庁に伺って、そうした状況でも立法していると言えるように、最大限の努力をしている。結果については、次の機会に報告できるように努力をしたい。

(高橋部会長) 製造産業局はどうか。

(経済産業省) 我々も同様に作業を進めていきたい。

(高橋部会長) 照会をかけたという話だが、新聞記事に上がっている話もある。新聞記事などは調査したか。

(経済産業省資源エネルギー庁) 調査の中で色々な事案を全部洗い出してもらっているし、我々としてもチェックしている。噂のレベルを含めて、9月の頭から警察庁を通じて各都道府県の警察署に採石法及び砂利採取法について、暴力団が関係する事案の調査をお願いして、出てきたのが今回の話だった。我々としては何とかかき集める。形だけやったということにならないように、噂のレベルも含めてお願いしたが、この結果だった。確かに先ほどの話も聞くと、佐賀県は特殊事例があるのかもしれない。私が他法令を担当していた時も佐賀県では色々な事案があったことを承知しているので、特殊事情はあるのかもしれないと、今の厚労省の話聞いて思ったが、こういう機会をもらったので、何とか立法事実を積み上げる方向で努力をしている。

(勢一構成員) どこまでを立法事実として拾うかについては色々あるだろうが、提案団体の話では、結局、問題が判明したが対応ができなかったことに苦慮したと書いてあった。そういう意味では、実際に取り消し等までは至っていない事例でも、法制度の運用上、支障が出ていることは立法事実の一部として配慮することは可能か。

(経済産業省資源エネルギー庁) 佐賀県のケースは違反を認識していたが、1回だけのケースである。例えば、続けて故意に計画の許可を受けずに岩石の採取を行ったのであれば佐賀県は取り消したと思うが、その前に今回の提案をされたと認識している。それ以外の、経済産業局を通じた県へのヒアリングでも、様々なケースも前広に相談してもらいたいと伝えているが、それほどケースはないだろうと思っている。ただ、全体の流れもあるので、総合的に判断したい。

(経済産業省資源エネルギー庁) 我々の基本的なスタンスは採石法と同じである。今回、佐賀県から上がってきている事例も、先ほどお伝えしたように、暴力団と密接な関係の疑いがあるというケースなので、立法事実が法律改正に足り得るものか法制局とも相談をしながら検討していきたい。

(山本構成員) 過去の新聞報道の事例では、確かに暴力団との関係が疑われるといったレベルの話が多いように思うので、その辺りまで拾ってもらって、立法事実の積上げをしてもらいたい。過去のことなので正確な調査は難しいかもしれないが、お願いしたい。確かに立法事実そのものについて両法を一緒にするのは難しいかと思うが、この機会に連携して立法事実の調査等を行ってもらい、立法につなげてもらいたい。

(経済産業省資源エネルギー庁) 指摘いただいたとおり、つながりがあるといった事例もなるべく集めたいと思い、警察庁にも足を運んで議論させてもらっている。警察庁でも、密接な関係や実際の支配等、明確ではないものも含めると該当するケースがあるという感じだったので、そういうレベルまで含めてお願いした。聞くと

ころでは、派出所等も含めて網羅的に集めてもらったと聞いている。その結果、明確に出てくるものがなく、局を通じて都道府県にも同じレベルで調査しているが、例えば東北地方で復興の関係があり、余り来ない風体の人が来たといった位の情報までしか集まってきていない。逆に言うと、そこまで網羅的に集める努力をしている。

(高橋部会長) 他の排除条項を持っている法令もある。かなり整備が進んできている中で、ぜひその辺の立法事実はどの程度だったかを過去の先例なども見てもらって、積み上げてもらいたい。協議の進展状況の用途はあるか。その辺はまだよく見えてこないのか。

(経済産業省) この議論のスケジュールリングがあると思うので、我々としてはできるだけ対応できるように進めていきたい。

(高橋部会長) ぜひ今の方向で努力してもらいたい。

<通番 27：二級河川整備基本方針等に係る国の同意協議の廃止（国土交通省）>

① 河川整備基本方針・河川整備計画の策定に係る国の同意協議の廃止

(高橋部会長) 事前の統一的な事務処理基準だけでは不十分とのことであるが、なぜ同意協議を要するのかは、メルクマール的にはっきりしているわけではない。法定受託事務であれば、是正の指示という極めて強力な国の関与が地方自治法における一般的関与として認められているため、同意を要しない協議で十分という考え方が成り立つと思う。その点について意見を伺いたい。

(国土交通省) 河川の管理は国民の安全に関わることで、環境を含めて一体として取り扱うことが必須になっていることがあり、何か問題があったときに影響が大きいことを考えると、国として妥当性を事前に責任を持って確認する必要がある。

(高橋部会長) 協議も事前の対応である。是正の指示を留保した上で協議をすれば、同意を不要としても安全性の確保はできるのではないかと。

(国土交通省) 安全の確保について、是正ではなく、事前にしっかりと計画の妥当性を確認していく必要がある。是正の指示は、罰則をもって必ずやれと命じるものではないのではないかと。身体・生命・財産が本当に危ないというときに、我々としては同意によって担保したい。

(高橋部会長) 是正の指示というのは、まさに具体的にこう直しなさいというところまで含めて指示があって、それは自治法上は公権力の行使である。つまり指示された側には従う法的義務があるという整理だと思う。

(国土交通省) 是正の指示を行う際には手続を要するのではないかと。河川整備は自然に向き合っているものであるから、手続をする時間はない。

(高橋部会長) 是正の指示について、法的には従う義務がある。つまり是正の指示が留保されていれば、国の意見が特段不合理な判断であるという場合は別として、根拠がしっかり示されれば、協議の中で示された意見に都道府県は従うのではないかと。

(国土交通省) そういった議論になる前に、身体・生命・財産に関わるものについて、同意によって担保すべきと考えている。

(高橋部会長) 都道府県も地域住民の生命・身体の安全に責任を持っている。

(国土交通省) 法定受託事務という制度の中で、国として責任を持って対応している。

(高橋部会長) 法定受託事務は、自治事務にはない関与が地方自治法上認められており、更に関与が必要であれば、特別な関与として同意協議が認められているという関係だと思う。

(国土交通省) 河川整備基本方針等の策定は特別な場合であり、同意協議が認められているものだと思う。

(山本構成員) 是正の指示を出してもなお自治体が指示に従わない事態が懸念されることについて、何か具体的な兆候はあるのか。

(国土交通省) 具体的な懸念がなければよいというものではないと思う。

(山本構成員) 二級河川の管理に関して、特にそのような事態が懸念される具体的な兆候等があると、実務に携わっている立場から思われているのか。

(国土交通省) 実務上、計画として妥当性が疑われるものが実際に出てきており、是正するよう助言や指導をした上で協議を行っている事例はある。

(伊藤構成員) 都道府県の側が、国土交通省が同意権限を持っているから真摯に協議に応じていると具体的に判断できるのか。技術的な観点から、国土交通省の助言を真摯に受けとめて、協議の中できちんと対応すること

も考えられる。同意の権限がないと都道府県は真摯に協議に応じない具体的な局面が実際に想定されるのか。(国土交通省) 両方の側面があると思う。技術的な面で助言を求められる場合もある。都道府県が計画等を策定する上で、様々な検討要素があり、技術的に正しい方向に進むかどうかは、ケース・バイ・ケースであり、懸念は当然あると思う。

(伊藤構成員) 協議の場面で、国が同意権限を担保していないと、都道府県が応じないことは本当にあるのか。(国土交通省) 決定的に対立する場面があるかどうかは別として、突き詰めて妥当性を整理するところまでいけない、推進力が働かないということはあるかもしれない。

(山本構成員) それは、協議の中で誘導していけば、実現可能なのではないか。

(国土交通省) 河川の管理は国の責務として実施する必要があると考えている。

(山本構成員) 協議の中で国の責務は果たされるのではないか。

(国土交通省) 責任を有するという意味では、同意までをもって妥当性を確認する必要があると考えている。

(高橋部会長) 治水の部分以外については協議という形で対応することは、制度設計上あり得るのではないか。

(国土交通省) 治水を考える上で、環境も一体として考える必要がある。

(高橋部会長) 同意を要する部分は治水だけに限定し、利水、環境は協議とすることは、制度設計上あり得る。

(国土交通省) 治水、利水、環境を一体として河川管理の計画を策定する必要があり、治水と環境の間にはトレードオフの関係もある。治水のために環境を犠牲にする、あるいは環境のために治水を少し妥協するなど、いろいろな考え方があり、それを部分的に切り分けるということは概念的に考えられないと思う。

(高橋部会長) 同意は治水に限定し、トレードオフの関係については、地域住民の最終的な判断として、都道府県が判断するという制度設計は十分にあり得る。

(国土交通省) 河川の管理を国の責務として実施している。

(高橋部会長) 仮に安全の確保という点で特に同意を求める必要があれば、それは治水に限り、他の部分は協議の中で話をする。最終的には都道府県の自主的な判断や、是正の指示という事後の担保手段に委ねるという制度設計は、あり得るのではないかと思う。

(国土交通省) 実務的にも、利水や環境が治水対策と一体であるため、ある部分は同意が必要で、他方は同意が不要と切り分けることは、実際上も難しい。

(高橋部会長) 様々な技術的な選択の中で、最低限の治水の水準を設定し、それ以上の環境との調和等については、協議において、都道府県と国で意見交換していく方法は十分あり得ると思う。

(国土交通省) 計画を考える際に、そこを切り分けて中身を見たり、協議をしたりすることは難しい。

(高橋部会長) かつては安全性についてだけ見ていたのではないか。

(国土交通省) 環境が河川法の目的に追加された理由には、技術的な進展を踏まえた側面があると思うが、だからと言ってそれ以前は何も考慮していなかったということではない。

(高橋部会長) 以前は、環境の部分は法律上は担保していなかったため、切分けはできるのではないか。

(国土交通省) 法律が改正され、現在では総合的に管理をすると規定がされている。

(高橋部会長) 協議や事実上の行政指導等、様々な形で環境についても意見提示をしていたとは思いますが、法制上は、以前は治水の範囲で見ていたのではないのか。

(国土交通省) 技術的な限界はあるが、過去においても環境も利水も一体として見る中で、河川の管理を行っていたというのが事実だと思う。同意協議を外すのは難しいが、同意手続の迅速化にはなお一層努力させていただきたい。

② 一の都道府県で完結する二級河川の水利権の更新に係る国の同意協議の廃止

(高橋部会長) もともと他県に影響を及ぼさないような二級河川はないという説明であったが、例えば沖縄県には一級河川はなく、他の都道府県にも水利の影響を及ぼさない。

(国土交通省) 確かに御指摘のとおり沖縄県には一級河川はなく、水利の影響が他都道府県に及ぶということはない。しかし、一方で沖縄県は慢性的に水不足であり、沖縄振興特別措置法に基づいて二級河川であっても国が整備、管理をする特例が設けられており、実際に二級河川において国が直轄で9つのダムを整備している実情がある。国がダムを整備していない二級河川については県が自由に水を使い、足りなくなったら国が整備したダムから補給をするというようなことがあってはいけけないので、許可の基準は統一的にする必要があると考えている。

(高橋部会長) 同意協議まで必要なのか。

(国土交通省) 都道府県が許可の判断を行うに当たって同意が必要かということは、事後の関与でも問題ないという議論に通じると思うが、水利権の場合は利水者がいる。国と都道府県の見解が相違したときに、同意なしで県が許可を出してしまうというようなことは、利水者に迷惑がかかる。許可の後に、国の直轄ダムからの補給が応じられないということになった場合に、当該許可の減量処分あるいは取消処分にも発展しかねない。そういった手続は非常に煩瑣なものになると考えているため、事前に国がきちんとチェックしていく必要があると考えている。

(高橋部会長) 利水の場合に、事後的な関与では責任の確保がおよそ不可能だというところがよく分からない。また、二級河川しかない離島はあるのではないかと。そういった離島は、他の都道府県に全く影響を及ぼさないのではないかと。

(国土交通省) 他都道府県との関係について、御指摘のとおり影響はないと思う。ただ、離島というのは概して水利使用量が少ないため、新規の特定水利使用の許可申請が出てくることはなく、更新しかないのが実情である。そういった特殊な例だけを取り上げて全体の制度設計を変えることはすべきではないのではないかと。

(高橋部会長) 他県への影響はないものは同意協議を外すという方法もあり、また、更新は同意協議を外すという方法もある。

(国土交通省) 現在でも、単純更新であれば同意協議を不要としている。

(高橋部会長) 離島について同意協議を廃止するという点について、方法としてあり得るのではないかと。

(国土交通省) 架橋等で導水管をつながない限り、他都道府県への影響は生じないというのは御指摘のとおりである。

(高橋部会長) 単純更新は同意協議が不要だが、通常の更新においては同意協議が必要だということではよいか。

(国土交通省) 取水量の変更等を伴うような更新については、同意協議を行っている。

(高橋部会長) そうであるならば、離島においても同意協議を要する更新があるのではないかと。

(国土交通省) 単純更新の場合は国の同意協議を省略する運用をしている。制度上はないわけではないが、実際に申請が今後出てくる見込みはほぼないと考えている。

(高橋部会長) 特定の需要があるということもあり得る。一級河川がない離島はあるのか。

(国土交通省) 北海道、本州、四国、九州の4島以外においては、一級河川がある島はない。二級河川しかない離島はあるが、実務上、ほぼ単純更新の案件しか申請がないのが実情である。

(高橋部会長) 政令による指定等で、同意協議の対象から外すという制度設計はあり得ないかと。

(国土交通省) 技術論としてはないわけではない。

(高橋部会長) 潜在的に他の都道府県の水利に影響を与える二級河川が、先ほどの説明では確かにあるかもしれないが、現状において影響を与えていない二級河川が全くないということは考えにくい。

(国土交通省) 他の河川とつながっておらず、流域の中で他の水系から水を導水していないような二級河川は、ないわけではないと思う。

(高橋部会長) ポジティブリストに同意協議を不要とする具体的な河川名を入れて、現実に導水の必要があった場合にはリストから外すという制度設計は十分あり得る。

(国土交通省) 土地はつながっているため、概念的には、ある河川とある河川の間の土地で取水することで、それぞれの河川に影響し合う。

(高橋部会長) 概念的にはそうかもしれないが、導水の施設がなければつながらない。

(国土交通省) 将来的には全体としての水の利用があり得る。

(高橋部会長) 導水管の設置や、実際に両河川にまたがる取水施設を作るなど、具体の工事が無い限りはつながることはあり得ないのではないかと。

(国土交通省) それは実際に河川がつながった時点で同意が不要である旨の指定を外すということを念頭に置いているのか。

(高橋部会長) そうである。

(国土交通省) そうであれば、その基準をどうするのかという制度上の問題がある。実際につながった時点において、過去になされた許可が過剰な取水であると判断された場合に、その減量処分等が生じることになりかねない。また、都道府県から具体的に支障があって、例えば離島についてだけ同意協議を不要としてほしいといった要望も聞いていないので、今の運用の中で手続を適切に迅速化することが、国と都道府県の事務の観点から

も効率的だと考える。

<通番 30：公営住宅に係る規制緩和（国土交通省）>

①公営住宅の明渡請求に係る収入基準の条例委任

（高橋部会長）まず、条例も収入基準の具体化の根拠規定となり得ることについては異論はないか。その上で、高額所得者となる収入基準について、居住移転の自由の観点から「ほぼ全国どこであっても自力で住宅を購入することが可能」である額でなければならないという話だったが、この解釈の妥当性には疑念がある。実質的な平等が重要であり、地方によって居住に関する水準が異なるのは明らかである。その地域においてどれだけ高額所得であるかという点が重要であり、むしろ全国一律の基準であると、地域ごとに実質的な不平等が生じるのではないか。

（国土交通省）公営住宅の家賃については、近傍同種の住宅の家賃と比較して決定することになっており、地域差のバランスをとることを全く否定しているわけではない。家賃決定や、収入超過者に対する家賃の割増しについては、地域差を反映させている。明渡請求が可能となる高額収入基準については、政令で一律の金額を定めているが、もし地域に応じて一定の差を設けなければならないということであれば、国で地域差を勘案して基準を定めることを検討しなければならないかもしれない。ただ、条例に委任することについては、全国一律の基準を運用する観点から、生活保護費のように、各地域の状況を勘案して国が一律に決めていくべきである。

（高橋部会長）そういうことであれば、実質的な平等の観点からは、全国一律に定めることが必ずしも適切ではないということの共通認識ができたのではないか。居住移転の自由については、近傍の住宅を取得でき、生活実態が変わらないかという観点から、正当事由に代わる基準になるのではないか。全国どこへでも移転できる一律の金額を保障すべきという解釈は納得できない。

（国土交通省）必ずしも近傍に移転しない居住者が想定される以上、安全を見て、全国的な移転を確保できる額である31万3,000円を政令で定めている。

また、収入超過者の家賃を近傍同種家賃に近づけていく制度や、明渡期限経過後の高額所得者に対して近傍同種家賃の2倍の額まで徴収できる制度にすることで、地域差を一定程度認めつつ、明渡しの運用を図っている。

（高橋部会長）例えば、沖縄に住んでいる人が、今度は東京に帰りたいというのは個人的な事情であり、沖縄での居住を保障すればよく、東京に帰るところまで保障しなければならないのか。よく理解ができない。

（国土交通省）明渡請求の基準は、ほぼ全国どこに行っても持ち家を持てる程度の水準とするという考え方で設定しており、逐条解説にも記載しているとおり。そうした考え方の下で数値を決めて、定着しているところであり、見直しを行わない方がよいと思う。水準を仮に見直すとなると、引き下げの方に見直すということなのだと思う。引下げをした場合、居住者にとっては、規制緩和ではなく厳しい規制強化となり、明渡しを求められることになる。それでよいという御意見もあるかもしれないが、公営住宅といえども、居住の権利を剥奪することに踏み込むことには躊躇せざるを得ない。

（勢一構成員）確かに基準を引き下げると個人単位では負担増にはなるが、地域ごとの賃金水準、生活水準、物価水準があることを考慮すると、地域全体の公平性、住宅供給の公平性が図られるのであれば、公平性確保の観点からやむを得ないのではないか。経過措置を十分とった上で、条例で、地域で判断するのは一つの合理的な考え方ではないか。

（国土交通省）入居収入基準については、既に条例に委任しており、地方公共団体の判断としているが、国民から住居を取り上げるということは、非常に重い措置と考えているので、借地借家法の正当事由に照らしてもきちんと運用できるという安全性を担保した上で現在の制度がある。

（伊藤構成員）個々の居住者の既得権が剥奪され、不利益を被ることにはなり得るが、全体としては、公営住宅に入居したくても入居できない人が多くいる一方で、公営住宅には高額所得者が居住しているという場合、それを打開することで地域における公平性の確保につながるのではないか。安全性を重視し、また、訴訟リスクを考慮する余りに、高額所得者を優遇していると捉えられかねない。現場の希望としては、実質的な公平性を確保するために、地域の実情に応じて基準を緩和してほしいという発想だと理解している。地域における実質的な公平性の確保について、どのように考えているか。

（国土交通省）公営住宅は低額所得者に対して提供するものであり、所得に応じた家賃を徴収しているが、収入超過者に対して近傍同種家賃を徴収するということが、家賃の低廉な住宅を供給するのではなく、当該地域の近

傍の住宅と同じ家賃を徴収するということである。借地借家法では、入居者の所得が高いからといって明渡し認められる理由にはならないので、このように家賃を引き上げるといった措置をとっている。公営住宅法は、最終的には代執行までかけて、明渡しを求めるといった特例を設けている以上、よりハードルの高い基準を設けている。

(高橋部会長) そのハードルが高い基準について、全国一律の一定額が本当に正しいのか、検討いただく余地はないか。高額所得者の収入基準の引下げによる現居住者に対する懸念については、激変緩和措置をとるとか、あまりバラつきがあると困るのであれば、その基準を地方公共団体に示すなど、様々な制度設計方法があるので、実質的に適切な金額が設定できるように制度を変える余地はないか。

(国土交通省) 提案団体である豊田市は、公営住宅のほかにも公的賃貸住宅を所有しており、高額所得者等の家賃を上げ、周りの公的賃貸住宅の方が家賃が安い状態を実態上作れるのではないかと考えている。平成24年度の全国の明渡し請求件数は、高額所得者にかかる請求で530件、そのほかの事由を加えると8,000件程度であった。基準を変えることによって新たな争点が生まれると考えており、実務者としてはデメリットの方が大きいのではないかと考えている。

②公営住宅における寡婦（夫）控除のみなし適用

(高橋部会長) 保育については、保育に欠けるかどうかは客観的な話であり、保育料でしか非婚のひとり親への配慮の反映のさせ方がないだけであって、公営住宅とそれほど効果の違いが大きいとは思わないがいかがか。

(国土交通省) 保育所の保育料は、法律上の婚姻関係を問わず、寡婦（夫）と同等に取り扱って収入を算定し、それを反映した保育料とすることが可能との話であると思うが、公営住宅についても、地方の裁量で、家賃の減免の中で寡婦（夫）控除のみなし適用を行って収入を算定し、家賃に反映することが可能であり、また、そうした運用をしている事業主体もあるので、保育料と公営住宅の家賃はイコールフットイングが図られている。

(高橋部会長) 条例により、非婚の父母に対して一律に寡婦（夫）控除のみなし適用して家賃を減免するということは可能か。

(国土交通省) 公営住宅の家賃の詳細、特に減免については事業主体である地方公共団体が条例により定めており、現状でも可能である。

(伊藤構成員) 今回の提案は、入居の要件となる収入の基準について、現在、非婚の父母については寡婦（夫）控除のみなし適用されず、本当に困窮している方が入居できないことになるため、何とかしたいという提案であり、家賃を減免することができるという話は、収入の算定上考慮できるか否かという話と異なるのではないか。保育料は所得税額や住民税の所得割額で段階的に決められており、その前提となる所得の算定において寡婦（夫）控除のみなし適用が可能となっているので、公営住宅法上の収入の算定についても、同様に考えるという発想があり得るのではないか。

(国土交通省) 公営住宅の家賃は、収入に応じて額が決まってくるものであり、収入をどう捉えるかが家賃に反映される。公営住宅の入居要件については、収入基準の算定は基本的に所得税と同じ取扱いとしており、地方公共団体が条例により変えることはできない。

(伊藤構成員) 公営住宅の収入基準は、その施設に入れるか否かという基準になるという点が保育料と異なるが、それ以外の部分は近いのではないか。政策的判断として、収入基準に寡婦（夫）控除のみなし適用ができないのか。

(国土交通省) 所得税と原則同じ扱いとしており、対応できない。

(高橋部会長) それを変えるということもできないのか。

(国土交通省) 公営住宅制度だけで所得税法との関係を崩すことは困難だと考えている。保育料は料金であり、公営住宅の家賃も同様に地方公共団体の裁量で減免することが可能であるが、そもそも入居できるか、あるいは明渡し請求の対象になるかどうかという決定的な部分は、所得税と同じ考え方をとって公平性を確保したいと考えている。

(谷参事官) 公営住宅の家賃については、入居者の属性に応じて減免することが可能と承知しているが、収入自体を変えることによって減免の効果を出すことができるのか。

(国土交通省) 可能である。家賃の減免については、例えば高齢者や障害者であるかなどの観点があるが、収入も観点の一つとして、地方公共団体の裁量により収入で減免することができる。

(谷参事官) 属性に応じて減免するのではなく、家賃算定上の収入自体に寡婦（夫）控除のみなし適用すること

はできるのか。

(国土交通省) 可能である。

(谷参事官) そうすると、家賃算定上の収入計算方法と、入居収入基準の収入計算方法が異なることになるが、その合理性はあるのか。

(国土交通省) 実際にそのような例もある。

(谷参事官) 例えばある非婚の一人親の方について、家賃を計算する際には寡婦(夫)控除をみなし適用して、入居者資格を判断する際には寡婦(夫)控除をみなし適用しないということが同じ公営住宅法の中でとることが可能なのか。

(国土交通省) 特に禁じてはいない。

(高橋部会長) 法律毎に様々な考え方があって全く問題ないのではないかと思うが、所得税法にこだわらなければならぬか。

(国土交通省) 寡婦控除については、所得税と同じ取扱いをしているため、所得税全体の議論の中で結論を出したい。公営住宅だけを特別扱いする必要はない。

(高橋部会長) 例えば公営住宅法の中で、全国一律にみなし適用するという政策的な決断をする余地はないか。

(国土交通省) 現時点ではそのように考えていない。国全体の措置に併せて検討していくべき。

(高橋部会長) 生活に身近な案件であり、政策的に相容れない話ではないのではないか。

(国土交通省) 少なくとも現時点においては、税法等と同じ取扱いをして、公平性を確保したいと考えている。

(高橋部会長) どのような意味の公平性か。

(国土交通省) 収入の捉え方に関する他の制度との公平性(バランス)である。

(高橋部会長) 実質的な「寡婦」に対し、収入上の一定の控除を適用するのも、公平性ではないか。

(国土交通省) そのような考えを一切否定する必要はないが、制度間のバランスをとることが妥当だと考えている。

(勢一構成員) 確かに所得税法と同じ扱いをするという考えは分かる部分もあるが、住民の命をつなぐサービスとしては、もう少し住民に歩み寄る視点もあり得るのではないか。

(国土交通省) 入居収入基準は、条例により一定の範囲内で地方が独自に定めることは可能であり、十分対応できるのではないか。

(勢一構成員) 家賃の算定の場合と違って、入居収入基準の収入の計算方法が「寡婦」と非婚の父母で異なるということが問題なのではないか。

(国土交通省) 制度内で収入の計算方法が統一されていない場合があるのはそのとおり。家賃の算定については、地方公共団体の裁量が広いため、収入の捉え方も団体によって少し違うことはあり得る。全国一律で制度内で全て統一せよということだと、全て所得税の考え方に揃えることとなり、逆によくないと考える。今申し上げたのは、入居収入基準の基準額は、第1次一括法により、条例に委任し、一定の範囲内で上げ下げできるようになったということである。

(高橋部会長) 基準額の上げ下げができるのであれば、どのような属性の人に控除を適用するかということについても地方が判断できないのか。

(国土交通省) 公営住宅法ではなく、国の制度全体の中で議論されるべき問題と考えている。

(谷参事官) 特定扶養控除については所得税法改正後も存置されているように、所得税法と全く同じ取扱いになっていない部分が既にあり、公営住宅法において所得税法と異なる考え方をとることもできるのではないか。

(国土交通省) 所得税法における特定扶養控除の改正は、子ども手当の創設や高校無償化という背景があり、公営住宅法ではこれを踏まえて所得税法と一部異なる規定をしている。今回の提案については、適切な入居収入基準を条例で定めることで対応できるのではないかと考えている。

(高橋部会長) 入居収入基準の額そのものは地方公共団体が定められるのであれば、FRINGEである、控除の適用についても地方公共団体に判断させてもいいのではないかと考えている。

③公営住宅の目的外使用の制限の緩和

(高橋部会長) 現在対象となっているグループホームであっても、ショートステイのように必ずしも住宅として使わないサービスもあるのではないのか。

(国土交通省) 現在の取扱いは、グループホーム事業が公営住宅を住居として使用する点に着目して手続を緩和

しているもの。「通い」を中心とした事業との違いは目的外使用を認めるか否かの違いではなく、手続の違いである。

(高橋部会長) 事業内容では明確に区別できないのではないかと。

(国土交通省) 新たなカテゴリーの施設が出てきたときには、相談いただくことになると思うが、事後報告で可能なものは、公営住宅を住居として使用する事業に限っている。うまく区別できない事業があった場合、一件ずつ考えざるを得ないと思うが、一律に認めよというのは乱暴である。

(高橋部会長) 事後報告にした場合、何か障害が生じるのか。

(国土交通省) 法律上、事前に一件ずつ承認を得ることが原則であり、公営住宅と親和性が高く、かつ公営住宅に入居する低額所得者を入居させるという目的と非常に近いものについては、例外的に事後報告でよいと通知を出し、運用上、便法をとっているところ。新たな用途、新たな形態の施設が出てきて、取扱いに困るようなものがあれば1つずつ検討し、もし必要であれば通知を見直していくことになる。補助金適正化法や公営住宅法の目的から離れたものについて、公営住宅の本来の目的や、周辺の居住者の方への影響を、事後でなければ国土交通省が判断できないというのは、緩め過ぎだと考える。

(高橋部会長) 実質を見て判断するとのことだが、例えば大臣承認手続の簡素化は考えられないか。

(国土交通省) 手続が過度であるとか、書類が非常に多いとか、時間がかかるというような問題があるのであれば改善すべきであるが、そのような認識はない。前回のヒアリングにおいて、提案団体の実態をよく聴くようにとの指示があり、兵庫県に確認したところ、小規模多機能型居宅介護施設の目的外使用について、具体的に申請する予定の案件はなく、手続上の問題点があるわけではないと聞いた。

また、近畿地方整備局にも確認したが、トラブルになったり、何か困ったりしているということはないとのことだった。もし手続上、具体的に支障があるならば、手続の簡素化を検討したい。

(高橋部会長) 事務局とも相談してほしい。中間的な施設が出てきているので、手続の簡素化や大臣承認の定型化など、簡便な手続の可能性を検討していただければ有り難い。

(国土交通省) これまでにない施設で取扱いに困るものについては、その都度判断しなければならないが、小規模多機能型居宅介護施設は、厚生労働省の資料に通いの事業所であると明記されており、手続の緩和はふさわしくないと考えている。

(伊藤構成員) 恐らく、兵庫県では、小規模多機能型居宅介護事業に関して現場のニーズ等があり、実質的にショートステイのような機能の実態があり、かつ公営住宅もかなり空きが出てきていて、地域の中で有効活用したいという提案だったと記憶している。単に手続が面倒であるといった話ではなく、実質的にニーズがあるということで、今回提案されたのではないかと。

(国土交通省) 兵庫県に伺った限り、公営住宅で小規模多機能型居宅介護事業を行う具体的な検討はされていないと聞いている。小規模多機能型居宅介護施設が不必要だというつもりはなく、必要であれば公営住宅の需要のない場所で用途変更などの手続をとればよいと思う。ただ、手続の緩和については、一定の定型的なものだけにすべきであり、新たに出てきた施設が、現在、定型的に取り扱っている施設と同等であれば、同じように取り扱うことはできる。

(高橋部会長) 資料3「地方からの提案個票」の34ページには、「数日間、入居してもらい日常生活を送れるようサービスを提供するものであり、公営住宅を「住宅」として使用する事業」とあるが、まさに住居に近い形態なのではないか。

(国土交通省) 小規模多機能型居宅介護事業のショートステイ部分についてはそうであっても、小規模多機能型居宅介護事業自体は、基本的には通いをベースにしたものと伺っている。

(高橋部会長) ベースはそうであっても、施設として一部ショートステイを行っていれば、恒常的に泊まっている方がいるという話ではないのか。

(国土交通省) 全体としては通い型の施設であるということであり、ショートステイ部分があることを否定しているわけではない。

(高橋部会長) そのような中間的な施設については、多少手続の緩和が図れないか。

(国土交通省) ショートステイとは、利用者が数日間入居するもので、いわゆるホテルなどと同様に、一定の宿泊や生活をするということはあるだろう。しかし、公営住宅法に基づいて税金を使って管理する公営住宅で、住宅に該当はさせることは難しいのではないかと思う。したがって、個別の承認が必要である。

(高橋部会長) 手続の緩和についてまだ相互認識できていない部分もあるため、引き続き相談をさせてほしい。

<通番 58：公営住宅建替事業の施行要件の緩和（国土交通省）>

（高橋部会長）市街地要件については、条文を見ただけでは「市街地」の意味が分からないので、解釈を自治体にきちんと周知する必要があると思う。通知の発出や逐条解説の改訂等の形で周知を図ることは可能か。

（国土交通省）市街地要件と戸数要件については、柔軟に解釈して差し支えない旨の連絡をする。何らかの方法を考えさせてもらいたい。

（高橋部会長）12月までに具体的な措置の方針を決めることは可能だと受け取ってよろしいか。閣議決定に記載することは可能ということで、認識を一致させていただいた。

また、現地要件についてであるが、同じ敷地の中で住宅を取り壊し、その隣に新設する場合は現地建替となるのか。例えば、同じ敷地内に10棟程度の団地と空き地があり、一番古い棟を取り壊して空き地に新設する場合は、現地建替に該当するのか。

（国土交通省）該当する。

（高橋部会長）それでは、100メートル離れた別の土地に空き地があったとして、そこに新設するのは現地建替ではないという見解か。

（国土交通省）なぜ建替について同じ土地であることを条件にしているかということだが、離れたところに新しい建物を建てる場合は、従前の建物を取り壊す必要はない。従前の住宅の入居者に、新設した住宅に移ってほしい場合もあると思うが、従前の建物の入居者は不良入居者でも高額所得者でもないため、あっせんや誘導はできるが、強制的な明渡請求はできない。

（高橋部会長）例えば、同じ敷地に団地が10棟あって、敷地が一杯の時に、1棟を取り壊し、100メートル程度離れている別の敷地に1棟を新築するという事例は十分あり得ると思う。その場合は、実質的に現地建替と同等の相当性があると思うが、その際にまで現地建替要件を厳格に適用しなければいけないのか。

（国土交通省）新しい建物に移ってもらう際に、従前の建物を壊すことに必然性があるかどうかということだと思う。例えば、低層の建物が3棟あり、それを取り壊して高層の新しい建物を同じ場所に建てるとする。この場合、従前の建物が建っていると当然新築ができないので、従前の建物の住民に明渡しをお願いすることが必要になり、強制的に明渡請求ができる。ただし、その建物とは別の敷地に新しい建物を建てる場合には、従前の建物を取り壊す必然性はなく、明渡請求ができない。

（高橋部会長）費用負担が大きい老朽化した建物を残しておくのではなく、新しい建物を近くに建てて統合するというのは、自治体として合理的な政策である。新しい住宅が例えば100メートル程度しか離れていないのであれば、居住者の負担も変わらないので、その場合まで現地建替要件を厳格に適用することは、政策的に合理性がないのではないか。

（国土交通省）この点については借地借家法の考え方があり、借家権のある方に退去してもらうには、一定の正当事由が必要だと考えている。その土地を使うために入居者に退去してもらう必要がない限りは、非常に難しいのではないかと。新しい住宅を他の場所に建てられる場合まで、従前の住宅を壊して退去を求めることが、果たして民衆契約の場合に認められるかということ、判例等でも厳格に解しているのではないかと。我々が公営住宅を管理する場合でも、法律上明渡請求の規定を設ける以上は、現地を利用するために入居者に退去してもらう必要があるとして、現地に建て替えることを要件としている。非現地建替や住宅の集約を否定しているものではなく、その土地を使うという要件が加味されないと、明渡請求権を規定するのは難しいと考えている。

（高橋部会長）自治体として、老朽化した住宅を維持して税金を非効率的に投入することを避けるために、ごく近隣に土地があれば、そこに建て替えるというのは非常に合理的な行動である。現地建替と実質的に同等の相当性が認められる場合には、明渡請求権を認められる事情があるものとして制度設計するのは、それほど不合理な話ではないと思う。

（国土交通省）争点となるのは、従前の建物に住んでいる方に対して、強制的に明渡請求をするかどうかという点である。

（国土交通省）他の住宅への移転を提案することを否定しているわけではない。明渡請求に従わない場合は、訴えの提起をして、最終的には代執行をかけて、住民をその家から追い出すこととなる。居住権を主張して一定の家賃をきちんと払っている人に、公権力の行使としてそれができるか、我々としては非常に重く

考えているため、一定の場合に限ることとし、現地要件を法定建替の要件としている。

(高橋部会長) 明渡請求のような制度がないと、古い住宅に住み続ける方がいて、恐らく従前の住宅は残ってしまうのではないか。

(国土交通省) 居住権はそれにも増して重い権利だと捉えている。

(高橋部会長) 居住権は近隣に建てることで保障することができる。

(国土交通省) 借地借家法の判例を見ると、建物の老朽化という事情があり、明渡しのための移転料を払う場合であっても、貸主はその土地を使う合理性がない場合には、明渡しを請求しても、大体は貸主が裁判で負けている。そうしたことを考えると、自治体の財政や行政の効率性の考慮の必要性が仮にあったとしても、居住者の権利を奪うかどうかについては、一定のルールに従って、その範囲内のものに限定する必要がある。非現地の建替をしてはいけないというつもりもないし、予算上の支援は行っている。しかし、居住者の権利を奪うという点については、これ以上は踏み込めないということである。

(勢一構成員) 確かに借地借家法の解釈に基礎があるのだと思うが、他方で公営住宅法は特別法であり、低額所得者に対して廉価な家賃で住宅を供給することが目的である。行政側がそのようなサービスを一番適切に遂行できるような運営体制が、やはり不可欠なのではないか。特定の地域の中に、良好な環境で住宅を建てられる場所はかなり限られてきているので、例えば少し離れた場所に新しい住宅を建てる場合には、従前の土地に全く用途がないことは考えられず、そこに別の公共施設を造ることは当然あり得る。

個人の居住権が非常に重いという趣旨は分かるが、公共空間として、その地域で良好な住居環境を確保するため、跡地の利用のニーズがあるような場合でも、退去を要請するのは難しいという解釈になるのか。

(国土交通省) 少なくとも、公営住宅を別の場所に建て、そこに移ってほしいという理由だけで、居住の権利を奪うことはできないと考えている。跡地の用途に応じて、別途それぞれの公物管理法や、場合によっては収用といった手続があり、そうした別の手段で公共用地の利用が進められると思っている。公営住宅法で措置すべき範囲というのは、やはり当該現地で公営住宅を建て替える場合までが限界ではないか。

(勢一構成員) 別の場所の公営住宅に移っていただく際、跡地利用は理由にならないのか。

(国土交通省) そうしたことを進めることについて、政策上支援はしている。法律上、強制的に代執行までかけて明渡しを求められるかどうかというところに、違いがあるということである。

(高橋部会長) 今の説明では、老朽化した、もしくは非効率的な土地利用の住宅はやはり残ってしまう。昨今の厳しい財政状況の中で、地方公共団体が住民に保障できる公営住宅の量は限られてきている。居住権を守らなければいけないことは分かるが、ほとんど実質的に同等の生活環境が保障されているときにまで、建替事業の制度を適用できず、従前の施設が残ってしまい、管理費だけがかかるというのは、やはり合理的な制度でないのではと思う。先ほどの高額所得者の退去の基準とも共通した感想であるが、私法にこだわり過ぎているのではないのか。もう少し別の考慮要素を用いて、行政サービスの合理的かつ平等なサービス適用を考えるという視点が公法にはあるのではないかと思う。公法的な観点も入れた制度設計が可能かどうか、行政法学者や私法学者も入った審議会等を開いて検討いただくことは考えられないか。最近では民法においても、公共的な利益を考慮に入れて私法の規定を解釈しなければいけないという議論がされている。住宅政策について、公共的な利益を入れた制度運用が可能かどうかを検討いただくことはできないか。

(国土交通省) どういう対応ができるのか、事務局と調整させていただきたい。

<通番 50：県費負担教職員の人事権等の中核市等への移譲（文部科学省、中核市市長会）>

(伊藤構成員) 中核市市長会としてはどこまでの移譲を求めているのか。

(中核市市長会) 教職員の人事権、定数決定権、学級編制基準の制定権及び給与等決定権の一体的な移譲を求めている。

(伊藤構成員) 文部科学省は、中核市への一体的な移譲についてどのように考えるか。また、事務処理特例の仕組みと手挙げ方式の仕組みは違っていて、手挙げ方式の場合は法改正が必要になるが、この点についてはどうか。

(文部科学省) 給与負担について、人事権者と給与負担者が異なるというねじれ現象は望ましくないため、給与等も含めた移譲は一つの方法。指定都市では、人事権はあるが給与負担は都道府県、というねじれ現象が数年続き、そのネックは確実な財源保障の仕組みであったが、ようやく税財源移譲という形で実現をみた。

一体的に移譲するなら、財源も含めて検討しなければならず、かなりハードルは高いと思う。財源移譲を伴う人事権の手挙げによる移譲は、更にハードルが高いが、財源移譲を伴わない人事権だけの移譲であれば事務処理特例で対応できるため、事務処理特例で足りないところをどのように法律上手当てしなければならないか、が明確にならないといけない。

(高橋部会長) 中核市市長会や和歌山市には、様々な人事交流の仕組みを御検討いただいたが、この点の検討について、文部科学省はどのようなスケジュールで考えているか。

(文部科学省) 事務処理特例で人事権を豊能地区に移譲している大阪府では、市町村間の異動はあまり行っておらず、また、山間へき地や離島がある割合も県によって異なり、人事慣行も異なることから、国が一律にルールを設定するのは困難。スケジュールや仕組みそのものを提示するのは難しいが、豊能地区という先例ができたので、そのやり方を注視しながら、これを促進していきたい。

(高橋部会長) それぞれの慣行に対応した広域異動の在り方について、幾つかのモデルは理念的に示せると思うが、中教審では議論されているのか。

(文部科学省) 和歌山県では、県内を8ブロックに分け、和歌山市とそれ以外のブロックで交流するときは面談している。これも一つのやり方だが、47都道府県全て違う仕組みがあるので、モデルを示すのは難しい。

(磯部構成員) 人事権に限れば、手挙げ方式の場合、イニシアチブは市町村にあるので、事務処理特例と手挙げ方式とは、決定的に違うのではないか。

(中核市市長会) 大阪府のように前向きなところもある一方で、そうではない都道府県もある。事務処理特例では権限移譲が進まない懸念もあるため、一定の条件を満たした中核市が手を挙げた場合に、法令に基づき権限移譲される仕組みを作るのが、本当の地方分権ではないか。

(文部科学省) その「一定の条件」としては、人事に関する都道府県教委の役割の重要性に鑑み、県が一定の理解をしていることが必要。県が一定の理解を示すには、周辺市町村で教育水準の低下を招かない、一定の質の教員を担保できる仕組みが必要。いずれにせよ、都道府県と周辺市町村の理解が必要。

(高橋部会長) 県と中核市と関係市町村が合意できれば、手挙げ方式による法令上の措置は可能ということか。

(文部科学省) 関係者間の合意が得られるなら、必要な支援をしなければならない。豊能地区は、人事権が移譲されて3年目であり、今年から独自の採用を始めていて、大阪府全体の採用試験より高倍率となっているが、まだ具体的なメリット・デメリットは明らかになっていない。全体的な教育水準という点からは、もう少し検証が必要。

(伊藤構成員) 和歌山市や幾つかの市町村、又は全ての市町村が人事権を持つことになっても、現行の人事交流の仕組みがうまく機能する見通しはあるか。

(中核市市長会) 和歌山市に人事権が移っても、現状の人事交流の仕組みを続けることは可能。

(高橋部会長) 豊能地区に人事権が移って3年目に入ったが、いつ頃を目途にその効果を評価するのか。

(文部科学省) 大阪府全体の教育水準上問題がないかどうかをチェックしていきたい。

(高橋部会長) 豊能地区のように関係市が合意した場合、手挙げ方式によりその受け皿を措置することは考えていないのか。

(文部科学省) 仮にそのような合意ができた場合でも、法改正によりどこに風穴を開けなければならないかを見極めることが必要。

(伊藤構成員) 中核市については、当事者間で合意が得られて人事交流の仕組みが機能するなら、作業自体はそれ程難しくないのでないか。

(文部科学省) 当事者間の合意と人事交流の仕組みが担保されればそのとおりだが、そこが非常に難しい。指定都市とそれ以外の県の区域との人事交流にしても、本来なら一定程度必要だがほとんど行われず、周辺市町村だけで交流するという偏りのあるものになっていた。これを中核市に全部適用してしまうと、円滑な教員の人事には相当支障があるだろうと現状認識しているが、大阪府豊能地区のような相談があれば、必要なアドバイスを行い、これを促進していきたいとのスタンス。

(伊藤構成員) スケジュールを定めて手挙げの仕組みを含めて法制化するような措置と、当事者間での合意形成を積極的に促すような措置について、具体的に考えられないか。

(文部科学省) 事務処理特例でできることは、どこの自治体も知っている。具体的に動かすため、関係自治体同士で話を進めてもらえると、我々も相談に乗りやすい。一方、都道府県全体、あるいは町村全体としてみれば、必ずしも賛成という訳ではないと受け止めており、これらの理解を図りながら進めていかなければならない。

さらに、県費負担教職員制度の趣旨は、県内の広域人事を担保することにより教員の資質・能力の向上を図って、教育水準を維持・向上させることにあることから、そこに大きな支障をもたらす制度改正は難しい。この点をしっかり議論しながら進めていきたい。

(礎部構成員) 現状でも、指定都市とその周辺で人事交流がうまくいっていないのなら、一定の条件をどのように担保できるかを条件としながら協議を進めることを義務付けるため、手挙げ方式を採用する方がいいのではないか。

(文部科学省) 中核市の集まりの場も活用し、豊能地区の現状などについて情報提供しながら、話を進めていきたい。

(高橋部会長) 人事権等の移譲が指定都市まで進んできたことから、次は中核市というのが、分権の歴史認識。そのため、中核市からの相談に応じ、積極的にコーディネートして関係者の合意形成を図っていくといった方針を、文科省として表明してはどうか。

(文部科学省) 中核市市長会などの団体に情報提供したり、その相談に乗るといふことには、引き続き取り組んでいきたい。

(高橋部会長) なかなか権限移譲に踏み切れない自治体もある。分権の歴史認識の下、事務処理特例も使いながら権限移譲の実績を作っていく方向で、関係者が合意できればこれを後押ししていくことを文科省が表明すれば、積極的になる自治体もあるのではないか。そのような目に見える形でのメッセージを発信することについて、検討してほしい。

<通番 14：医療用麻薬の麻薬小売業者間譲渡に係る許可権限の移譲及び規制緩和（厚生労働省）>

① 医療用麻薬の麻薬小売業者間譲渡に係る許可権限の移譲

(高橋部会長) 積極的な御回答をいただき、大変有り難い。検討ということだが、スケジュールとしてはどう考えているのか。

(厚生労働省) 長い時間をかけるつもりはなく、一括法において改正法案を出したいと思っており、そのスケジュールに合わせて検討をしていきたい。

(高橋部会長) 省内の検討だけでできるということか。審議会に諮る必要はあるのか。

(厚生労働省) 薬事・食品衛生審議会があるが、そこに諮る必要はないので、現場と意見交換しながら改正案を取りまとめていきたい。

② 医療用麻薬の麻薬小売業者間譲渡に係る規制緩和

(高橋部会長) 譲渡要件の緩和については、どの通知で対応できることとなっているか。

(厚生労働省) 平成 12 年の通知を改正し、従前は 1 回譲りを受けた場合には、不足していた麻薬の在庫を譲受け後に確保しているかどうかを指導するというようになっていたのを、そのような指導は必要ないとしている。

(高橋部会長) 平成 12 年 1 月 7 日付の薬発第 17 号のことか。

(厚生労働省) そのとおり。

(高橋部会長) 指導を要さないという記載をしたのか。通知で言えば 1 の 2-6 か。

(厚生労働省) そのとおり。なお、平成 23 年に改正をしている。

(高橋部会長) 改正は平成 23 年薬食監発か。1-2-6 及び 1-2-7 の指導は要しないと記載している。

(厚生労働省) 指導を要さないものとして差し支えないということなので、事実上、今は新規処方に限っていないという扱いになっており、新規処方しか譲渡、譲受けができない扱いには既になっていない。

(高橋部会長) 問、回答という形で、明示的に示してはどうか。

(厚生労働省) 疑義回答形式で対応する。

(高橋部会長) 前回のヒアリングでは、不足分は、卸業者から調達することが原則であるという回答があったと思うが、どういうことか。

(厚生労働省) 原則はそういうことであり、本来は上流から仕入れるということ。あくまでも小売業者間という横のやりとりは、例外的に認めているということなので、時間的余裕があるなら、卸業者から買っていただくのが原則。融通無碍に認めるという考え方をしているわけではなくて、一定の薬局間とか、一定の地域の薬局間で在庫不足が起こったときに患者さんに速やかに処方せんに応じて調剤ができるようにという配慮をしているということ。

(高橋部会長) 前回ヒアリング時に論文を渡して、制度改正の必要性の証拠として示したが、この論文についての評価はどうか。

(厚生労働省) 論文を読んだが、1つの薬局の分析だけで、これで本当にどこまでの議論ができるのかと考えている。また、2006年から2009年までの在庫量の変化を示して、不動在庫が非常に多く発生したと書いてあるが、最も問題なのは、開局当初に在庫を充実させているが、どれぐらいの医療機関から処方せんを受けるのか、申し訳ないが、十分精査せずに大量の買入れをしたこと自体が最大の不動在庫の原因になっている。その2006年を除けば収支も大体とんとんにはなっているので、これで制度論を論ずるのはいかがなものかというのが率直な印象。

(高橋部会長) よく分かった。ただ、実際の支障ということで出されたものについては現行の通知の規定で対応できるということも分かった。次に、譲渡許可の期間の延長についても、検討するということでよいか。

(厚生労働省局長) 延長については今、最長1年の許可であるが、小売業者の免許期間が2年なので、共通部分ということで1年という考え方をとっていたもの。途中で許可期間が切れるものについて一部変更許可という枠組みをつくることと併せて許可期限の延長を検討する。権限移譲についての法律改正をする中で手当する方向で検討していく。

③麻薬取扱者の免許期間の延長

(高橋部会長) 免許の延長期間も3年に延長することを検討するというので、一括法で対応いただくことでよいか。

(厚生労働省) 提案では最低3年か4年に延長してほしいということであるので、3年への延長を検討し一括法で対応していく。

(伊藤構成員) 前回のヒアリングでは、期間が延長されても、免許の更新時期が従来と同じ年末になると、これまでと同じように審査の事務負担は変わらないのではないかという話があったと思うが、この点についてはどのように考えているのか。

(厚生労働省) 小売業者間の麻薬のやりとりを認める事務との関係からすると、小売業者が違う時期に免許期間が切れるとその更新事務が煩雑になるので、そこと併せて考える必要があると思う。

(羽生参事官) 免許の期間の件だが、小売業者間の譲渡の許可のグループを組み直す話とは若干違う視点で考えることができるのではないか。

(厚生労働省) 取扱業者の中に小売業者が入っていて、その小売業者の免許が途中で切れるという問題が出てくるので、今はできるだけその免許期間を揃えるために、期間が年末になっている。そうすると、途中で新規に譲渡許可のグループに入ってくる薬局は一部変更許可でやり、そうではないものについては、一群のグループを組んでいる中で免許期間が揃っていたほうが、許可をやりやすい。期間としては年末で統一的な扱いになっていたほうが扱いとしては確認しやすいということ。

(羽生参事官) 提案側の考えもよく確認して、また事務的に相談をしたい。

④麻薬廃棄時の行政職員の立会要件の廃止

(高橋部会長) 立会い廃棄までしてということと不正流通とは因果関係が実際にあるのか。抑止効果などについてはどうか。

(厚生労働省) 逆に今、立会いを求めているので、最終局面である廃棄時にそういうことが起こらないということであって、因果関係を説明するのは非常に難しいが、立会いのやり方としてはいろいろな工夫があるわけであって、単純に廃止しろというのはいかがか。現場ではいろいろな工夫をしながらやっているわけで、京都府や兵庫県も実際は庁舎へ持参してもらっている。薬局へ出向いているわけではなく、帳簿と廃棄するものとの確認をしている。

(高橋部会長) 持参をした場合には帳簿も持参してもらおうか。

(厚生労働省) 帳簿も持参が必要。帳簿と現物の廃棄量と矛盾がないかどうかをチェックするわけで、要は帳簿に書いてある残りと捨てる量が違っているというのはどこかで横に流れたとか、不正流通のおそれがあるので、それを確認しているということ。そういうやり方で、工夫して現場でやっているの、何かもっとこういうやり方があるかという提案があれば検討するが、ただ単純にやめるとするのは難しい。

京都府などは府庁に持参してもらい廃棄を確認している。大阪府の場合は、保健所に持参してもらう例もあ

るようだ。それはそれぞれのところでどういうやり方でやるのかということについては工夫をしてやっているということかと思う。つまり、持参してもらう、薬事監視の立入検査に併せて廃棄する、あとは、件数が少ないところは廃棄の届出があったときに出かけて行って現に立ち会っていると、3つのやり方がある。その組合せでやっているということ。

(高橋部会長) 現場の知恵という形で負担を軽減するというのはそうなのだと思うが、こうした例が出てくるということはやはり立会い廃棄の事務は相当重いということではないか。特に薬務課の職員の数はそれほどたくさんいるわけではないので、いかにも負担が重いのではないかとということでは外から見ていて思うのだが。

(厚生労働省) 現場に必ず行くことを強要するのであれば、それは指摘のとおりだとは思うが、持参してもらうということだと、少なくとも足を運ぶ手間は少ない。本質は、帳簿と廃棄する現物の確認なので、基本的には薬事監視の際に行うよう工夫すれば、市長会の意見にもあるとおり、あながち今の仕組みがそれほどマイナスとは言えない。もともと薬事監視に入ること自体は本務そのものなので、それすらやらないというのは、本業をやらないというのと同じ。薬局に行ったときに、薬局が5万5,000ぐらいあるうちの3万9,000が麻薬を取り扱っているわけなので、薬局の監視に行ったときにその現場で確認をすること自体は、非常に大きな負担になっているということではないのではないかと。

(高橋部会長) 県単位の薬局の団体はないのか。

(厚生労働省) 薬剤師会の他は、保険薬局協会やチェーンドラッグ協会などがある。

(高橋部会長) チェーンドラッグでも麻薬を扱っているのか。

(厚生労働省) チェーンドラッグの中にも調剤薬局を持っているところがあるので、チェーンドラッグ協会の会員の中にも一般のOTCだけではなくて、処方薬だとか麻薬の取扱いをしているところはあると思う。典型的な例だと、いわゆる駅前薬局などは大手のチェーン薬局が結構大きな病院の前に薬局を構えていて、そういうところでは麻薬を扱っているところがある。

(高橋部会長) 事業者団体で共同廃棄みたいなことは考えられないのか。

(厚生労働省) 工夫の一つとして、提案があればそれは検討するが、事業者団体といっても、薬局が廃棄するのを薬剤師会が確認するというと、どういうやり方があるのか。先ほど述べたやり方でもかなり確認できるのではないかと。

(高橋部会長) 負担軽減のための提案があれば検討いただければと思う。やはり自分が薬務課の職員であれば、これは毎回持ってこられたら大変だなという気がするのだが、廃棄というのは年に何回ぐらいあるのか。

(厚生労働省) 年間で1万6,000~7,000ぐらいで、東京や大阪で千何百とかそういう数。それを多いというか、少ないというかはいろいろあるだろうが、そもそも一般の薬ではなくて、基本、麻薬は、上流は全て、譲渡、譲り受けを帳簿管理している。一般の薬と同じように、面倒だからいいではないかというわけにはなかなかないと思う。

(高橋部会長) 面倒だというわけではないのだと思う。ある意味では、行政効率上の観点から、割ける人的な資源は必要などころに重点投資していくという観点で、これについて何らかの負担軽減というか、要するにその分をきちんとほかのところに重点的に振り向けられる制度設計がないのかなという観点から検討をお願いしている。

(厚生労働省) 典型的に言えば、薬事監視という本来やらなければいけない仕事の際に、現場で確認するというのが最も負担が少ないかと思う。

(高橋部会長) 薬局にとってはそういうものを例えば1年、半年ぐらい持っていなければいけないということになる。

(厚生労働省) 麻薬の有効期間は3年で、段ボールで何箱もという在庫があるわけではないので、限られた量の廃棄を確認するというので、それがスペースをとって、倉庫がいっぱいになるという話ではないと思う。現場に行って、残されていた有効期限が切れたものとか、そういうものを現場で帳簿等を確認して、廃棄することなので、これが最も負担が少ないのではないかと。

(磯部構成員) 現状工夫している中で、うまくいけばもう一声で、専門職が関与したりしながら、廃棄の立会いを見るとか、書面を見るというようなことも制度設計としてはあり得るけれども、具体的な提案がないという理解でよいのか。

(厚生労働省) 行政上取り締まる立場であるので、廃棄の確認をするというのが同業者の中の確認でいいのか、議論があるのではないかと。

(高橋部会長) 民営化の観点からいうと、責任を持った団体が証拠や記録も残して、団体の責任でやるという制度設計はあり得ると思う。今後の話だが、ほかにもフレキシブルなやり方はいろいろあって、例えば宅配業者に委託するのはできないか。要するに例えば帳簿のコピーもしくはPDFなどで、メールを使うとか、電子システムもあろうかと思うが、そういう形で、フレキシブルなやり方はないのか。

(厚生労働省) そもそも譲受・譲渡を規制している法律なので、一般の方に譲受・譲渡が発生すること自体が、法律の立て方をどうするのかという基本的な問題に関わってしまうのではないか。

(高橋部会長) やはり職員がどこかで帳簿と照らし合わせる必要があるということか。

(厚生労働省) 本質はそこにあるわけで、工夫はあるのだろうとは思う。上流が非常に厳格に管理していることとの関係で、そこだけルールでいいのだというのはなかなか採りにくいと思う。

(磯部構成員) もちろんルールでよいのではなく、今から廃棄のためと連絡して、例えば県庁に持っていくという、個々のやりとりを安全な形で輸送にするというイメージ。大事なものはいろいろなやり方で割り符をお互いに持って輸送するといったことはいろいろあり得るだろうと思う。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)